

Ⅱ 効果の検証

1 事業内容ごとの検証

(1) 研修について

① 相談員研修

本調査研究事業においては、相談員養成研修や相談員の経験年数に応じたスキルアップ研修等を実施する地方公共団体があった。

女性に対する暴力の中で、特に性犯罪・性暴力は、被害者の精神的ダメージが大きく、その回復には長期間を要することが多い。このため、最前線の相談窓口で、被害者の回復へ向けて寄り添いながら支援を行う相談員には、専門的な知識やスキルが求められる。

今後、相談員研修を企画・実施する地方公共団体にあっては、相談機関における相談体制等（性暴力被害者支援に関する専門的知識の有無、相談員としての経験年数、勤務体制等）に応じて、研修カリキュラムの内容を体系的に工夫し、より効果的な研修を継続的に実施することが望ましい。

② 支援関係者対象研修

性犯罪・性暴力被害者支援を行う関係者（産婦人科医、看護師、弁護士、臨床心理士、スクールカウンセラー、教職員等）を対象とする、二次的被害防止のための研修や、性的虐待を受けた児童の診察技術向上のための研修等を実施した地方公共団体があった。被害者のすべてがワンストップ支援センターを利用するわけではなく、病院や学校等で被害を訴えることも想定される。よって、協力病院や学校等においても適切な被害者支援が実施されるよう、医療従事者や教職員を対象とした研修を定期的を実施することが望ましい。

③ 若年層・教職員対象研修

生徒・学生を対象とした性犯罪・性暴力の予防啓発研修を実施した地方公共団体があった。こうした若い世代への研修を通して、性犯罪・性暴力の予防に向けた取組を行うことは重要である。また、教職員を対象とした指導者研修を実施した地方公共団体もあった。このような研修において、教職員が性犯罪・性暴力の実態を知るとともに、性犯罪・性暴力に対する正しい理解と対応スキルを身につけることで、生徒・学生への指導や相談対応に活かされることが期待される。地方公共団体においては、教育委員会等とも連携し、これらの取組を進めていくことが望ましい。

なお、研修を実施した地方公共団体の多くは、参加者（受講者）アンケートによりその効果を検証・分析していた。よって、研修を実施する際には、こうした取組を通じて、PDCAサイクルを回し、研修内容の一層の充実を図っていくことが望ましい。

(2) 相談支援時間の延長について

夜間・休日における急性期対応を念頭において、相談時間の延長を図った地方公共団体もあった。

相談時間の延長を図った地方公共団体の中には、平日（深夜帯を除く。）は、相談センターの相談員が電話を受け、平日深夜帯及び休日は、提携病院の看護師が電話を受けることにより、実質的に24時間・365日、被害者支援を行う体制を構築したところがあった。このような取組は、他の地方公共団体にとっても参考になると考えられる。

ただし、相談受付体制を24時間・365日とした場合、相談に対応する相談員や看護師の負担は大きなものとなることから、地域の実情に応じた相談体制を整備するとともに、必要に応じて財政的措置を検討することが望ましい。

(3) 相談員の心のケアについて

複数の地方公共団体において、性犯罪・性暴力被害者支援を担う相談員が精神的ダメージを受けることのないよう、相談員に対する心のケア事業を随時又は定期的に実施した。

具体的には、事例検討会を開催し、困難事例を他の相談員と共有することで、相談員が問題を抱え込まないようにする取組を行ったり、相談員に対して個別に臨床心理士、カウンセラー等が助言や心のケアを行った事例があった。

(4) 広報・啓発事業について

① 一般市民等を対象としたセミナー・シンポジウムの開催

性犯罪・性暴力被害に関する広報・啓発事業の一つとして、生徒・学生や一般市民を対象としたセミナーやシンポジウム等を実施した事例があった。これらの啓発イベントを通して性犯罪・性暴力被害の実態や支援情報を周知することにより、広く一般市民に性犯罪・性暴力被害者の支援に対する理解と関心を高めることが期待できる。また、その訴求対象や訴求内容を明確化することにより、より一層高い効果を得ることができると考えられる。

② スマートフォン対応サイト、モバイル広告、スマートフォン用アプリを利用した広報・啓発

性犯罪・性暴力被害者における若年層の占める割合は高い傾向がみられる一方で、若年者は相談につながりにくいという実態に基づき、被害に遭った場合の早期相談を促すことを目的とするスマートフォン対応サイトを作成した地方公共団体があった。当該サイト開設後は、相談機関における若年層の相談件数及び割合が上昇した。

また、被害者が相談先に簡便にアクセスできるよう、特定の産婦人科医療機関（団体区域内に所在するものに限る。）や警察、支援機関等の情報が表示されるスマートフォン用アプリを作成した地方公共団体もあった。

③ チラシ、リーフレット、カード等の配布

相談窓口や支援内容に関するチラシ、リーフレット、カード等を、街頭やイベントにおいて直接配布した地方公共団体もあった。このような取組を実施した地方公共団体の中には、行政や警察等の関係者だけでなく、大学や専門学校の学生ボランティアを活用した街頭啓発活動を実施したところもあった。こうした啓発活動は、比較的費

用をかけずに実施できるだけでなく、事前に報道機関に情報提供することにより、地元の新聞・テレビ等で取り上げられる二次的効果も期待できるため、費用対効果が高い事例として参考となる。

④ シール・カードの作成、配布

性犯罪・性暴力の被害者支援相談窓口の周知を図るため、ホットライン（相談専用電話）の番号が記載されたシールやカードを作成し、それらを商業施設や公共施設の女性用トイレに貼る（置く）といった取組を行った地方公共団体があった。商業施設や公共施設におけるシールの貼付け、カードの備付けについては施設管理者の許可が必要となるが、人目につきやすく、手に取ってもらいやすいという利点から、高い広報効果が期待できる。

(5) 専門家によるカウンセリングについて

被害者が可能な限り早期に被害から回復できるように、臨床心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、精神科医等によるカウンセリングや、弁護士による法律相談を実施した地方公共団体があった。被害者を中長期的に支援していくためには、被害者に対する心のケアや法的支援、福祉的支援を行う専門家・専門機関に繋ぐ支援体制を整備することが望ましい。

2 先進的取組や波及性等が高いと考えられる取組

(1) 性暴力の証拠物取扱いマニュアルの作成

性犯罪・性暴力被害者支援を行ってきた民間支援団体の証拠物採取・保管のノウハウ等を活かして、「性暴力の証拠物取扱いマニュアル」を作成した事例があった。当該マニュアルは、都道府県、都道府県警察、都道府県産婦人科医、地方検察庁、法医学者、弁護士、民間支援団体等で構成された委員会における検討に基づき作成された。このようなマニュアルは、特に急性期における被害者支援に有用であると考えられるため、他の地方公共団体においても、作成に向けた検討が進められることが望ましい。

(2) 地域間格差縮小のために広域ネットワークを整備

病院拠点型のワンストップ支援センターを設置している地方公共団体において、当該ワンストップ支援センターの所在地から遠く離れた地域にいる被害者への支援を拡充するため、本事業を通して、全県域の広域支援ネットワークを構築した事例があった。

具体的には、県内における協力病院を増やすとともに、県内振興局の支援員が協力病院への同行支援等を行う体制を整備したことにより、当該ワンストップ支援センターの所在地から遠く離れた地域にいる被害者の負担軽減を図った。県内振興局の支援員は、ワンストップ支援センターの相談員と連携し、被害者のニーズに応じた支援のコーディネートを行っている。

このような取組により、ワンストップ支援センターの所在地から遠く離れた地域にいる被害者に対しても、迅速かつ適切な支援を実施することが期待できる。

(3) 深夜の同行支援にタクシーを活用

公共交通機関が運行していない時間帯（深夜・早朝）における急性期被害者の支援として、タクシーを利用する同行支援を行った地方公共団体があった。タクシーを利用することにより、時間帯にかかわらず、被害者を確実に提携医療機関や警察に案内することが可能となるため、公用車を持たない相談機関にとっては、このような制度は非常に有用である。特に、今後 24 時間体制のワンストップ支援センターを開設する地方公共団体においては、このような事例も参考となりうる。

(4) 婦人相談所を中心とした相談支援体制の構築

関係機関等からなる検討会議を設置し、婦人相談所を中心とする「相談センターを中心とした連携型」のワンストップ支援センターを開設した地方公共団体があった。

また、拠点病院内の相談室において、婦人相談所と児童相談所に所属経験のある相談員が対応することとした地方公共団体もあった。これらは、性的虐待を受けた児童に対する支援等も含めて、福祉分野との連携強化につながる取組と考えられる。

3 まとめ

平成 26 年度は、本事業の初年度ということもあり、様々な内容の事業計画が提出されたが、ワンストップ支援センターの開設、機能強化をはじめ、総じて、性犯罪・性暴力被害者支援に資する有効な取組が多く見られた。

本事業の対象となった地方公共団体においては、本年度の事業成果を踏まえ、その支援を更に推進・強化していくことが期待される。

また、本事業の対象とならなかった地方公共団体においては、本報告書に記載された支援体制や取組を参考とし、性犯罪・性暴力被害者がワンストップで相談・支援を受けられる体制の整備・強化が進められることに期待したい。

なお、国においては、引き続き本実証的調査研究を進め、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者支援の取組を着実に推進することを期待したい。